

○第126回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成27年8月19日（水）14：00～15：45

議事概要：

（1）農薬（1,3-ジクロロプロペン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.02 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.2 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*殺虫剤（殺線虫剤）で、かんしょ、キャベツ、きゅうり、トマト、いちご等に使用します。今回、非結球あぶらな科葉菜類等への適用拡大申請がされています。

（2）農薬（ヘキサコナゾール）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.0047 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.25 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*殺菌剤で、りんご、もも、おうとう等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（3）農薬（メパニピリム）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.073 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を4 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*殺菌剤で、ぶどう、いんげん等に使用します。レタス、ピーマン等への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（4）その他

・「農薬の食品健康影響評価における暴露評価対象物質に関する考え方（改定案）」が審議され、了承された。

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① フルエンシルホン

・評価第四部会において調査審議することとなった。

\*殺虫剤できゅうり、トマト等への新規登録申請及びだいこん類、オクラ等へのインポートトランス申請がされています。